

Title	無権利者の請求による名義書換
Sub Title	Les effets du transfert sur registre que les non-actionnaires demandent à la société
Author	山本, 為三郎(Yamamoto, Tamesaburo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.12 (1993. 12) ,p.143- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	阪埜光男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931228-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

無権利者の請求による名義書換

山本爲三郎

- 一、問題意識の提示
- 二、名義人株主の地位
 - (一) 緒論
 - (二) 無権利者の請求による名義書換の効力
 - (三) 「名義人の権利行使」の拒絶
 - (四) 株主名簿の名義記載から生じる効果
 - (四) 名義書換に関する会社免責の根拠
 - (六) 名義書換後の会社免責の根拠
 - (七) 小括
- 三、前名義人の地位
 - (一) 緒論
 - (二) 会社が免責される場合
 - (三) 免責される会社が「名義人の権利行使」を拒絶する場合
 - (四) 会社免責の限界
 - (四) 名義書換につき会社が免責されない場合
- 四、おわりに

一、問題意識の提示

一般的な退社の制度を認めない株式会社においては、株主の投下資本の回収手段として、株式譲渡の自由が基本原則とされる。そして、株式の譲渡は譲渡の意思表示と株券の交付により完成する（商法二〇五条一項）¹。これは譲渡当事者間のみというような相対的なものではなく、譲渡当事者以外の者、特に会社も原則として譲渡の効力を否定することはできない。株主権は会社に対する権利であるが、右のようにその所在は常にまた容易に変動することが予定されている。しかし、会社としては株主を画的に把握したいと望むであろうし、株主側も権利行使の度ごとの株券呈示による株主証明——証明責任は転換される（商法二〇五条二項）——の手間が省けるのであればそれにこしたことはない。そこに次のような株主名簿制度の採用の意義が見出される。³

すなわち、株式会社においては、取締役は株主名簿を作成し本店に備え置かなければならない（商法二六三条一項）。株主名簿には株主の氏名・住所等を記載する（商法二二三条）。そして、株式譲受人は株主名簿の名義を自己名義に書き換えなければ、会社に対して株主権を対抗できない（商法二〇六条一項）⁴。このようにして、株主名簿に記載された者が会社との間で株主として取り扱われることになる。もっとも名簿に記載されている事実だけを基準に、名簿上の株主と会社との関係を捉えることはできない——少なくとも名簿にあるとの認識に異論はないであろう。これは株主名簿への名義記載がどのような効力を発生させるかという問題に還元されるが、この点に関する議論は錯綜しており、同じ用語を用いながらその意味内容は異なるといった状況をも生じさせている（例えば、名義書換による確定的効力）。しかも、株主名簿に事実として記載されている名義の意味についても、十分な検討がなされておらず、それが議論の錯綜に拍車をかけているように思われる。本稿は、名義書換が無権利者の請求によりなされた場合を採り挙げ、これらの問題を主に理論的な面から整理し、会社と株主との関係を考えようとするものである。

(1) 名義書換までは株式の移転は完成しないとする所説も唱えられているが、名義書換に権利創設的効力を認めるもので正当ではない。(山本爲三郎「定款による株式譲渡制限制度の法的構造」中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集・現代企業法の諸相(一九九〇年)一五四―一五五頁注(52)参照)。

(2) なお、鈴木竹雄「記名株券の特異性(その一)」(一九五二年)商法研究Ⅱ三一―二頁は、株式は譲渡されたがいまだ名義書換がなされていない「場合には、譲受人が株式から生ずる権利を自身享受しようと思えばいつでも名義書換を求めて享受できるにかかわらず、それをしないのであって、そのことは、譲渡人が依然権利を行使することを承認しているものと認められるべきではないかと思う。すなわち、当事者間では譲渡により譲渡人が実質的無権利者となることもちろんであるが、対会社の関係では名義書換があるまでその譲渡は完成せず、その意味において通常の場合のように譲渡人を無権利者と認めることができなしいのではないかと考える。」とされている。これは、株式の移転を相対的に捉える見解のようにも読め、出口正義「株主名簿の記載の効力―名義書換未了の株主の地位―」石田満先生還暦記念論文集・商法・保険法の現代的課題(一九九二年)二七六―二七七頁も、「譲渡当事者間では株主権が完全に移転し譲渡人は無権利者となるが、対会社の関係では名義書換請求権だけが譲受人に移転し、その名義書換によってはじめて譲渡人の株主権が完全に譲受人に移転すると解する」考え方ではなからうかとされる。もっとも、鈴木説の「すなわち」以下はその前の文章を言い替えただけで、株式移転の相対性を特に主張するものではない、との受け取り方が一般的であったように思われる。

(3) 山本・前掲注(1)一五二頁参照。

(4) 商法二〇六条一項は「株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ」というが、これは株式移転の効力の対抗不可を意味するのではなく、株主としての取り扱いを会社に請求できないつまり会社に対する株主資格の設定を行うのが名義書換だと考えるのが通説である(もっとも、会社に対する株主資格には対会社株主権対抗力、株主推定力、会社免責力という異なる三つのレベルが含まれており、場合によって使い分けられていることに注意を要しよう)。なお、「資格」の問題と「対抗」の問題の区別を強調される、長谷川雄一「記名株券上の株式の本質と名義書換の意義」長谷川雄一教授還暦記念・有因証券法の研究(一九八九年)七〇頁・七九頁・八四―八五頁参照。

二、名義人株主の地位

（一）緒論

株式会社は株主名簿上の株主名義を基準にして株主に権利を行使させる。そこで株主名簿の名義記載から、例えば確定的効力、資格授与的効力、免責的効力といった効力が発生すると説明されることが多い。⁽⁵⁾このような効力が認められるとしても、その内容に関しては議論が存すること前述のとおりである。しかも、株主名簿上に名義が記載されていても常にこれらの効力が発生するとはいえない。そして、この点が各種効力の内容把握にも影響を与えているように思われる。そこで、無権利者が株券を呈示してなす名義書換請求と会社の免責を対象として、いくつかの学説を分析しつつこの問題に検討を加えてみたい。

（二）無権利者の請求による名義書換の効力

まず、無権利者からの請求による名義書換はどのように評価されるのだろうか。大隅¹¹今井説は次のように主張される。

「名義の書換があるときは、爾後株式取得者は実質的権利を証明することを要しないで、株主としての権利を行使することができる（推定力）。もっとも、株主名簿の記載がこのような効力を生ずるためには、名義の書換が適法に行われたことを要するのであって、例えば名義の書換が株式取得者の請求によらないでなされた場合、名義書換の請求が無能力の理由によって取消されたような場合には、会社は名義の書換自体が無効の瑕疵をおびることを理由として、株主名簿上の株主の権利行使を拒むことを妨げない。のみならず、名義の書換は本来有効な株式の取得を前提としてなされるべきものであるから、株主名簿上の株主が実際上は株式を取得せず、真実株主でないこと（真実株主でない者

の請求により名義の書換がなされたこと)が明らかになった場合には、会社はその事実を立証して当該株主名簿上の株主の権利の行使を拒否することができるものと解しなければならない。⁽⁶⁾

株主は株券の交付により株式の譲渡を自由になしうる。会社は株式譲渡の効力を原則として否定できない。しかしながら株主名簿制度は、譲受人株主の対会社株主権對抗力を制限する。⁽⁷⁾そこで、制限された對抗力を回復するために株主に株主名簿の名義書換請求権が認められることになる。その意味で名義書換請求権は株主権の一内容であり、その行使は株主の自由である。このように考えてくると、株主の請求に基づくもののみが適法な名義書換であるとする大隅⁽⁸⁾・今井説⁽⁹⁾には十分な説得力があるといえよう。

そこで、無権利者の請求による名義書換は無効と解することになる。この点につき菱田説はより明解に、「名義書換自体は適式に行われたが、無権利者の請求によりなされた名義書換は、本来はなされるべきでなかつたもので——無権利者は名義書換請求権を有しないが、会社は分らなかつたので名義書換をしてしまったのである——、それにつき会社が善意かつ無重過失のゆえに免責されようとも、無効の瑕疵を有すると考える」⁽¹⁰⁾とされる。名義書換の有効・無効と会社の免責とは異なる面に属する問題であるから、会社が免責される場合だからといって——従って結果的に、株主名簿上の名義人(無権利者)が会社との間で株主として扱われることになる——、当該名義書換の瑕疵が治癒されることにはならないと思われる。菱田説の論理は筋の通つたものといえよう。

(三) 「名義人の権利行使」の拒絶

以上を前提にすると、一応次のように考えることができる。すなわち、無権利者の請求に基づく名義書換は無効である。この場合には、株主名簿上の株主の権利行使であっても、会社は名義書換の無効を理由としてそれを拒むことができる⁽¹¹⁾——たとえば名義書換後に株式を取得していたとしても、彼は名義書換未了株主であり、会社に株主権を對抗

できない。木内説も、会社が「善意無重過失」¹²で無権利者の名義書換請求に応じた場合につき、次のように主張されている。

「会社のほうから権利移転の事実がなかったことを証明することができれば、名義書換の効力を否定して、株券占有者の権利を拒み、旧名義人を株主として扱うことはできるといふべきである。その際、会社は名簿上の株主が現在株主であること（たとえば、拾得者がその後もとの株主から株式を譲り受けて権利者となっていること）を否定する主張・立証をする必要はないといふべきである。それは、株主名簿の記載そのものには『資格授与的効力』がないことを意味する」¹³。

さて、右のような考え方には一見問題がないようにも思えるが、それでもない。右の木内説の要点は、無効な名義書換に基づく名義記載からは「資格授与的効力」は生じない、というところにある。これは、無効な名義書換に基づくとはいえ、一旦、株主名簿に名義が記載されれば、その記載からは株主取扱いについての形式的な基準となる効力が発生するのではないか、との考え方を意識してのものである。

（四）株主名簿の名義記載から生じる効果

鈴木説をみてみよう。（二）（三）で述べてきた考え方と基本的な視点を異にする。

「株主名簿の効力を考えると、株主名簿の記載は、前述のように、株主が株券を呈示してこれを求め、そして会社がその資格を審査して記載をなしたものである。したがって株主名簿上株主として記載された者は、形式的資格を備えた株券を所持する者とまさに同様に考えられてしかるべきである。株主名簿の記載は、その意味において、株券自体の反映といつてもよいであろう。

以上の結果、株主名簿上の名義株主は、株主としての資格を有する者と推定され、したがって第一に、株主の権利

を行使するにあたり、改めて株券を呈示してその資格を証明する必要なく、単に株主名簿を引くだけで十分である。第二に、会社としても、名義株主に権利の行使を認めれば、その者が実質的権利を有する者でないときも、当然免責を受けることとなる。株主名簿の記載にも、かように、資格授与的効力・免責的効力が認められるが、それは株主名簿の記載が株券の所持自体の代用ないし反映と認めらるべきものだからである。⁽¹⁴⁾

「以上のように、株主名簿の記載には、第一に、実質的権利を有する者も、株主名簿に記載されるまでは会社に對し株主として主張できず、したがって株主の権利を行使しえない効力がある。第二に、株主名簿に記載があれば、その記載にもとづき実質的権利の証明を要せず、権利を行使しうる効力がある。そして第三に、株主名簿に記載があれば、その記載にもとづき権利の行使を許せば、会社が免責を受ける効力がある。第一のものは形式的資格が存しない以上、実質的権利を有する者をも否定しうる効力であるのに対し、第二・第三のものは形式的資格が存する以上、実質的権利如何と一応切り離されて生ずる効力にはかならない。」⁽¹⁵⁾

「第三の効力によれば、会社は名簿上の株主に権利行使を許せば、免責を受けうるが、それは形式的資格ある者の請求により名義書換をなしたから、その当然の結果として名簿の記載に免責力が認められるわけである。」⁽¹⁶⁾

このように鈴木説では、無権利者ではあっても株券を所持する者の請求に應じる限り、当該名義書換につき「善意無重過失」の会社は当然免責される。⁽¹⁸⁾そして、株主名簿の名義記載は「株券の所持自体の代用ないし反映」であるから、右と同様に、株主名簿の名義記載自体にも「免責力」が認められることになる。⁽¹⁹⁾ここで、「株主名簿の記載が株券の所持自体の代用ないし反映と認めらるべき」との表現は、単なる説明の便宜のための比喩的表現ではなく、「免責力」等の効果が発生する株主名簿の名義記載の法的性質についての主張であろう。つまり、名義書換の有効・無効を直接問題にするのではなく、株主名簿の名義記載をも、株券呈示による「株主推定」とその結果である「免責力」という図式で把握してしまふわけである。⁽²⁰⁾それでは、このような把握の仕方は正当なものといえるだろうか。

上述の鈴木説の射程は、無権利者の名義書換請求につき、会社が「善意無重過失」の場合に限られるのか、「悪意あるいは重過失」ある場合も含めておよそ名義書換がなされた場合一般が対象とされるのか。この点明確ではないが、⁽²¹⁾ 会社が免責される場合には、株主名簿の当該名義記載に「資格授与的効力」を認められることは確かである。そうすると少なくともこの場合には、名義書換時に無権利であったことを証明しても会社は名義人の権利行使を拒否できない。それには名義人が現時点で無権利者であることを証明しなければならぬ。⁽²²⁾ しかしながら前述のように、無権利者への名義書換は、たとえ会社が「善意無重過失」でそれに応じたとしても、無効だと解すべきである。従って、会社としては当該名義書換が無効であることを、そしてそのみを主張・証明すれば名義人株主の権利行使を拒否しうる、とする木内説の結論の方に説得力があるように思われる。無権利者でも一旦名義書換に成功すれば、現在株主でないことを会社が証明できるまでは積極的に権利行使を請求しうると解するのは、妥当ではない。株主名簿制度は無権利者を保護するものではないからである。もちろん、名義書換後に株式を取得する場合もあるが、改めて正式に名義書換請求をなして株主名簿制度の中に入れてよい。

このように、やはり名義書換の有効・無効は問題にされなければならない。そして名義書換が無効だと、それに基づく株主名簿の名義記載にも積極的な効力を認められないわけである。前述の木内説によると、「それは、株主名簿の記載そのものには『資格授与的効力』がないことを意味する。⁽²³⁾」

(五) 名義書換に関する会社免責の根拠

右のように、無効な名義書換に基づく株主名簿の名義記載からは「資格授与的効力」は発生しない。けれども、株券の占有者は適法な所持人と推定される（商法二〇五条二項）——株券占有者に対して法律上の権利推定がなされる。

そこで、株券を呈示して株主名簿の名義書換請求がなされた場合には、会社は請求者の無権利を証明しない限り（証

明責任の転換)、原則として名義書換を拒めないことになる——理由なく名義書換を拒めば、少なくとも、会社は損害賠償義務を負担しさらに過料に処せられる(商法二二五条柱書・四九八条一項一ノ号参照)可能性がある。⁽²⁵⁾ そうだとすれば、「善意無重過失」で名義書換に応じた場合には、たとえ請求者が無権利者であっても、会社は免責される必要がある。この免責の点については大体において見解の一致がみられる。⁽²⁶⁾

もっとも、前述(注18)の鈴木説では、株券を呈示してなされた請求に「善意無重過失」で応じた会社が免責されるのは、「有価証券の一般理論」の適用の結果であった。これに対して大隅^{II}今井説は次のように主張される。

「法は既述のように株券の所持に資格授与的効力を認め、株券の所持人はこれにより適法な権利者と推定されるものとしていたのであって(商二〇五II)、会社がこれらの者の請求により名義の書換をなすときは、たとえ請求者が実質上は無権利者である場合においても、原則として会社は免責される。……(中略)……」

かように会社が形式的資格ある者の請求により名義の書換をなすときは、これにより免責されるが、しかしこれはひっきょう会社の名義書換手続を簡便ならしめるための必要に出ているのであるから、会社がたまたま請求者が真の権利者でないことを知る場合においては、その事実を主張して名義書換を拒否することができるし、その事実を容易に立証しうる場合には、進んで名義書換を拒むことを要するものと解するのが、信義誠実の要求でなければならない。……(中略)……。以上の点については、手形法四〇条三項の規定を類推適用して、会社は請求者が無権利者であることを知りかつこれを容易に立証しうるときは、名義の書換を拒否することを要するが、それ以外の場合には会社はこれを拒否することをえない(拒否すれば会社の危険においてなすこととなる)とするのが多数の見解であるが、行きすぎであると思う。手形上の法律関係はその手形を通ずる一回かぎりの関係であるが、株券上の法律関係は団体とその構成員との間の継続的な関係であるから、会社はその構成員たる真の株主の利益のために今少しく配慮すべき権利と義務とを有するものと解するのが至当だからである。⁽²⁷⁾

大隅「今井説も「有価証券の一般理論」を基礎にし、ただ、会社・株主間の法律関係の特殊性を考慮しているのであり、鈴木説と基本においては不一致はないといえようか。本稿においても、一応この「有価証券の一般理論」を前提に以下検討を続けたい。

（一六） 名義書換後の会社免責の根拠

書換自体は株券所持の「株主推定」の反映としての免責で処理できても——名義書換請求を認めたことに関しては会社は免責される——、その後は書き換えられた新たな名義人を株主として扱うことになる。これは新名義が何らかの効力を有しているからなのか。それとも無権利者の請求による名義書換は無効であり、株券所持の株主推定が書換後も反映し続け、その結果としての免責なのか。これが次の問題である。

大隅「今井説によると、「会社が株主名簿の記載に基づき株主名義人を株主として取扱うならば、たとえその者が真実の株主でなかった場合においても、会社はこれにより免責される（免責力）。……（中略）……。かかる効力を認めるのでなければ、不断に変動する多数の株主からなる会社の法律関係は到底円滑に処理することをえないのであって、株主名簿の制度のもつ最も重要な意義はここにある。……（中略）……。もっとも、株主名簿上の株主が実際上は株式を取得しておらず、真実株主でない場合には、会社はこれを主張してその権利行使を拒みうることは既述のとおりであるのみならず、会社が容易にこれを立証しうる場合には、真の株主の利益のためにその権利行使を拒否することが、誠実義務の要求であるといわなければならない。それゆえ、かかる場合には、会社は株主名簿上の株主を株主として取扱うことにより免責されない。ただし、会社が株主名簿上の株主が真実の株式取得者でないことを知っていても、その立証をなしえない場合には、その者を株主として取扱うことにより免責される。そうでなければ、会社をして真の株主の利益のために不確実な訴訟の危険を引受けしめることとなるからである。」⁽²⁸⁾

株主名簿上の名義人を株主として扱えば会社は免責されるが、ここに株主名簿制度の最も重要な意義があるとされる。これが株主名簿の名義記載の「免責力」と捉えられているところからすると、株主の名義書換請求権に基づかない無効な名義書換による名義記載であっても、会社を免責する効力は有することになる。しかしながら、明文の規定がないのになぜ「免責力」が認められるのかの理論的根拠は示されていない——株主名簿制度とはそういうものだと認識だけでは説得力に欠けよう。⁽²⁹⁾ しかも検討しているのは名義書換が無効な場合であり、無効な名義書換による名義記載からは「(株主名簿上の株主は実質的権利を証明しなくても権利行使できるといふ) 推定力」は生じない、と前掲の大隅⁽³¹⁾今井説は主張されている。そこで「免責力」の根拠がなおさら問題となる。つまり、右のような「推定力」が認められるのであれば、その反面として名簿上の株主を株主として扱った会社を免責する必要があるともいえようが、ここでは「推定力」がないことが前提なのである。大隅⁽³²⁾今井説によると、「かかる効力を認めるのでなければ、不変に変動する多数の株主からなる会社の法律関係は到底円滑に処理することをえないのであって、株主名簿の制度のもつ最も重要な意義はここにある。」とされている。しかしながらこれでは、「推定力」も認められないのに会社が許した無権利者の権利行使が、有効なものとして取り扱われる「免責力」を基礎づける理由としては、曖昧に過ぎるといえるのではなからうか。特に、問題としているのは、名義書換が無効な場合であり、名義書換は有効に行われたがその後名義人株主が株式を譲渡して無権利者になった場合ではないのである。

この点鈴木説によると、株主名簿の名義記載は「株券の所持自体の代用ないし反映」であるから、そこに「資格授与的効力」が生じる。この効力を基礎に「免責力」を捉えればよいわけである。しかし前述のように、無効な名義書換による株主名簿の名義記載には「資格授与的効力」は認められない。

そこで木内説は、「株主としての権利の行使は」「一回の権利の行使だけが問題である手形上の権利」「のように個別化されるものではなく、まさに株主としての地位に基づいて裁断なく続けられているものというべきであるから、

株主であるかどうかについての善意悪意をある時点の権利行使に限りて判断し、それでもって会社の免責の可否を考慮することはできないというべきである。まさにそれは名義書換とか株券の供託という会社が株主の権利行使の前提としている株券の呈示の時間においてしか可能ではない。⁽³⁴⁾とされる。

会社・株主間の継続的な関係を資格として設定する契機は、株主名簿制度の下では名義書換でしかありえない。その意味で、会社免責の可否の判断は名義書換における株券呈示の時の免責の有無が、その後の名義記載に基づく株主取扱に対する免責の判断に引き継がれると考えてよく、木内説はこの限りにおいては核心を指摘していると思われる。⁽³⁵⁾

（七） 小 括

以上の分析と検討により、一応次のようにいえよう。すなわち、無権利者の請求に基づく名義書換は無効である。そして名義書換が無効というのは、その名義書換の結果株主名簿上になされる名義記載からは「株主推定力」が生じないことを意味する——もちろん対会社株主権対抗力も生じない（従って、名義人が名義書換後適法に株式を取得していたとしても彼は名義書換未了株主に過ぎない）。しかしながら、これにより当該名義人を株主として扱った会社が全く免責されなくなるわけではない。「有価証券の一般理論」を基礎として、株券を呈示して名義書換を請求してきた無権利者に「善意無重過失」の会社が応じた場合には、当該名義書換について会社は免責されると解すべきである。そして右免責は、その名義書換の結果である名義記載に基づいて名義人を株主として扱った会社の免責に引き継がれる——株主名簿の名義記載自体から「免責力」が生じるわけではない。株主名簿制度下では、会社・株主間の継続的な関係を資格として設定する契機は名義書換以外にないからである。

残された問題は前名義人の地位をどのように解するかである。

（五） 松岡誠之助・新版注釈会社法③（一九八六年）一六八—一六九頁参照。

- (6) 大隅健一郎「今井宏・会社法論・上巻〔第三版〕(一九九一年)四八五―四八六頁(同旨、大隅健一郎「株式の名義書換の効力について」(一九五四年)会社法の諸問題〔新版〕二二八頁、同「株式の譲渡」株式会社法講座二巻(一九五六年)六七三―六七四頁)。
- (7) 山本・前掲注(1)一五二―一五二頁参照。
- (8) 大隅「今井・前掲注(6)四七三―四七四頁ではより明確にこの点が論じられている。
- (9) なお、奥村長生「株式の名義書換の効果に関する一試論」松田判事在職四十年記念・會社と訴訟・上(一九六八年)九七―九八頁・一〇二頁参照。
- (10) 菱田政宏・会社法・新版上巻(一九八八年)一七三頁。
- (11) 同旨、松岡・前掲注(5)一六九頁。
- (12) 会社は請求者の無権利を証明しない限り、名義書換を拒めない。そこで、無権利を容易に証明しうるのに、悪意または重大な過失によりそれをなさない会社は免責されないが、そうでなければ免責される、と解するのが一般的である(大隅・前掲注(6)・株式会社法講座二巻六六二―六六三頁、松田二郎・会社法概論(一九六八年)一六三―一六四頁、竹内昭夫「株式の名義書換」(一九七三年)会社法の理論I一九一―一九二頁、同・会社法講義(B)(一九八六年)二四九―二五〇頁、古瀬村邦夫「株主の権利行使」現代企業法講座3(一九八五年)一〇六頁、菱田・前掲注(10)一七〇頁、長谷川・前掲注(4)八六頁、高島正夫・新版会社法(一九九一年)一二三―一二四頁、河本一郎・現代会社法〔新訂第五版〕(一九九一年)一二二―一二三頁、手形法四〇条三項の類推適用―松岡・前掲注(5)一四七頁、龍田節・会社法〔第二版〕(一九九一年)二二六頁、同条項を参照―木内宜彦「株主名簿の名義書換」倉沢康一郎「岩崎稜」奥島孝康「新山雄三」木内宜彦「森田章」分析と展開・商法I〔会社法〕(一九八七年)七二頁。この場合、単に「悪意または重過失」の会社は免責されない」とされることが多いが、これは右の意味で使われており、従って通常の意味に比べて狭く、逆に会社が免責される場合の「善意無重過失」はかなり広い(無権利を容易に証明できなければ、請求者が無権利者であることを知っていてもこの概念に含まれる)。本稿でも、以下、「善意無重過失」「悪意または重過失」という用語を基本的に右のような意味で用いることになる。なお、右のように解する根拠について、注(18)参照。
- (13) 木内・前掲注(12)七二頁。
- (14) 鈴木・前掲注(2)三〇八―三〇九頁。このような考え方は、既に、松田二郎・株式會社の基礎理論―株式關係を中心として(一九四二年)三八五―三八六頁において示されていた(記名株式に於ける株主名簿上の記載は、恰も無記名株式に於

ける株券の占有に該當するものにして、後者が實質的權利と關係なき資格 (Legitimation) を附與すると同様、前者も亦之を附與するものなのである。なお、注(20) 参照。

(15) 鈴木・前掲注(2) 三二〇頁。

(16) 鈴木・前掲注(2) 三二二頁。

(17) なお、株券が発行されている場合には、株主名簿の名義書換請求には株券の呈示が必要だと解するのが一般のようである(鈴木・前掲注(2) 三〇〇頁、大隅・前掲注(6)・株式会社法講座二巻六六一頁、龍田節「名義書換前の株式譲受人の地位」商法演習Ⅲ(改訂再版)(一九八八年) 一二頁、石井照久「鴻常夫・会社法・第一巻(一九七五年) 二五二頁、古瀬村・前掲注(12) 一〇六頁、鴻常夫「株式の名義書換」鴻常夫・河本一郎・北沢正啓・戸田修三編「演習商法(会社)」上巻(一九八六年) 二六〇頁、竹内・前掲注(12)・会社法講義(二四八頁、菱田・前掲注(10) 一六九頁・一七一頁、田中誠二・三全訂会社法詳論・上巻(一九九三年) 三九八頁、松岡・前掲注(5) 一五八頁は、「名義書換を請求するにあたって株券の呈示を要することは、有価証券の法理からすれば当然である。」とされる。もともと、稲葉威雄「江頭憲治郎」大谷植男「中西敏和」森本滋「柳田幸三」吉戒修一・株式(1)(一九九〇年) 一六一―一六四頁での議論および本稿注(47) 参照。

(18) この点につき、鈴木説(前掲注(2) 三〇八頁) は次のように断定される。

「商法第二〇五条第二項……(中略) ……によれば、……(中略) ……株券を所持する者は、正当な所持人と推定される。いわゆる資格授与的効力を認めたものであり、したがってかかる形式的資格を有する者は、他に証明を要せず株主名簿の名義書換を請求することができる。しかしかような形式的資格を有する者であっても実質的權利を有しないときは、会社はそれを証明して名義書換を拒絶できる。しかし形式的資格を有する者の請求により名義書換をなしたならば、たといその者が実質的權利を有しない場合であっても、それを証明しうるにかかわらず悪意または重大な過失によってそれをなさず名義書換に応じたのでない限り、会社は免責を受ける。以上は有価証券の一般理論をそのまま適用したものであって、この点についてはとくに論ずるまでもないと思う。」

証券呈示者(形式的資格を具備する者)に權利行使させると、「善意無重過失」の義務者は免責される。これは「有価証券の一般理論」であり、それがそのまま株主名簿の名義書換の場合にも適用されるというもので(同旨、高島正夫「株式の名義書換における会社の調査」(一九七二年) 会社法の諸問題(増補版) 二二四―二二五頁、松岡・前掲注(5) 一六〇頁・一六一頁、石井・前掲注(17) 二五三頁は、「会社の免責については手形法四〇条三項のような明文の規定は存しないが、証券の占有にみとめられる資格から出てくる当然の効果である。」とされる(同旨、鴻・前掲注(17) 二六一頁)。なお、河本・前

掲注(12)一二二頁は単に、「商法二〇五条二項は、この免責的効力をも同時に含んでいるものと解すべきである。」とされる。理解しやすく明解である。もっとも、本稿では詳細に考察する用意はないが、この「有価証券の一般理論」の内容とその適用が特に論じるまでもない程自明のものなのかについては、なお検討が必要ではなからうか。少なくとも後述(二四〇頁)の大隅・今井説では、「有価証券の一般理論」の一つの具現化規定であると思われる手形法四〇条三項(鈴木・前掲注(2)三〇八頁注(一))は、本条は手形法一六条一項の当然の結果と認められるとされる)の類推適用が、この場合には否定されているのである。なお、注(12)参照。

(19) 同旨、出口・前掲注(2)二八九頁。

(20) 松田二郎・株式会社法の理論(一九六二年)二五〇頁は、「およそ証券の流通過程または集团的多数人を相手とする法律関係においては、いちいち仔細に実質的な権利関係に立入って、これを検討することは不可能に近いため、勢い外観によって律することが必然的に要求され、ここに「権利」(または実質的権利)に対する「資格」(Legitimation) (または形式的資格)の観念を生ずる。ここにいる資格とは、いわば「権利者たる外観」を意味する。……(中略)……。そして資格は、次の二つの作用を有する。第一に、資格の存する場合、資格を有する者は権利者たることを立証しないで、権利者であるとの推定を受ける。これは資格の附与する「推定力」である。……(中略)……。第二に、義務者は善意で資格を有する者に給付することによって、義務を免れる。これは資格の附与する「免責力」である。」と主張され、さらに、「従って、名義書換の結果、株主名簿上に株主たる記載がされると、それは「資格」を示すものであり、すなわちそれは「推定力」と「免責力」とを与えるものである。」との結論を導かれる(松田・前掲注(14)三八五―三九九頁、同・前掲注(12)一六一―一六二頁参照。同旨、大隅・前掲注(6)・会社法の諸問題〔新版〕二〇八―二〇九頁、長谷川・前掲注(4)八五頁)。確かに傾向としてはこのようにいえるようだが、かなり漠然とした考察である。右のような「資格の一般理論」、および株主名簿上の名義記載が「資格」であり「資格の一般理論」の適用を受けることの検証が、やはり必要ではなからうか(この点なお、龍田・前掲注(17)一七頁は、「制度の目的だけから効力の根拠を説明することは確かに十分ではないが、株主名簿の記載によって社団的事務処理のための新たな資格が創設される、と見てよいのではないかと思う」とされる)。この点鈴木説は、右の「資格の一般理論」の中より具体的な「有価証券の一般理論」を基礎に、株主名簿の名義記載の意味を捉えるもの、と評価しうるもののように思われる。なお、注(14)参照。

(21) もっとも鈴木説では、株主名簿の名義記載は「株券の所持自体の代用ないし反映」とされるわけであるが、これは名義記載を単なる事実状態としての面で捉えるという趣旨のように読める。無権利者であっても株券を所持していると、そこに形式

的資格が認められる。「株主推定」がなされる（商法二〇五条二項）。この「株主推定」は会社の善意・悪意にかかわらず、事実としての株券所持に与えられる効力である。株主名簿の名義記載もそれと同様「株券を所持・呈示している状態と同じであり、そこに形式的資格が認められる（商法二〇五条二項参照）。従って同様に、事実として名義が書き換えられた以上、たとえ実質的株主であろうと前名義人はあくまで「前」名義人であり、形式的資格を持たない名義書換未了株主たる地位を有するに過ぎなくなる。一会社に株主権を對抗するためには再度名義書換を受ける必要がある。逆に、会社が悪意であろうと（無権利の）名義人は名義記載から生じる「権利推定」を利用しうる。一会社は名義人が現在無権利者であることを証明できないと、権利行使を認めざるをえない。このように鈴木説の構成では、そもそも名義書換の有効・無効を問題にする余地がなく、また、「資格授与的効力」に関する限り、それは会社の免責にかかわらず名義書換があれば生じるように思われる。

ただし、名義書換において免責されない会社が書換後の名義に基づいて権利行使を認めれば、当該名義にも「株主推定力」があるから、その権利行使時に免責要件を備えていたかどうかで会社の免責が判断される。つまり、会社は原則として株主名簿上の名義人を株主として扱ってよいことになるが、この結論は不都合というほかならう。けれども鈴木説の基本構造からすると右結論が導かれる。従って、鈴木説がこれを認めるものかどうかは明らかではないが、仮に否定するのであれば、その理由を明示する必要がある。

(22) なお、菱田・前掲注(10)一七一―一七二頁では、鈴木説と同様の説明がなされている。その一方で、後述(三)(三三)のように、名義書換の無効を理由に名義人の権利行使を拒むことができる。しかしこの構成には疑問がある。鈴木説では、株券所持という形式的資格と株主名簿上の名義記載という形式的資格を同視し、そこにも「株主推定力」を認める。これは形式的資格、つまり外形的事実に対して認められるもので、会社の主観的態様に左右される性質のものではない（注(21)参照）。

(23) なお、木内説は適法になされた有効な名義書換に基づく株主名簿の名義記載からも「資格授与的効力」は発生しないとされる趣旨のようである（木内宜彦「株主名簿の名義書換」受驗新報三四卷八号（一九八四年）三一頁参照。なお、奥村・前掲注(9)一〇四―一〇六頁参照）。しかしながら、名義書換が無効な場合において株主名簿の記載に「資格授与的効力」が認められないからといって、名義書換が有効な場合までそうだと言いつけるだろうか。株主名簿制度から生じる効力のみでなく、有価証券と解されている株券に表章される株式という権利の性質一会社が株主に負う義務の性質をも視野にいたした、さらに慎重な検討が必要だと考える。

(24) 大判昭和一八年五月一七日・新商事判例集一卷七九一頁参照。もっとも、竹内・前掲注(12)・会社法の理論Ⅰ一九六一

一九七頁参照。

(25) 名義書換の不当拒絶と株主の権利行使に關して、注(38) 参照。

(26) 注(12) 参照。

(27) 大隅・今井・前掲注(6) 四七五―四七六頁。

(28) 大隅・今井・前掲注(6) 四八六頁(同旨、大隅・前掲注(6)・会社法の諸問題〔新版〕二一八―二一九頁、同・前掲注

(6)・株式会社法講座二卷六七四頁)。

(29) 「免責力」に關して、鈴木・前掲注(2) 三〇七―三〇八頁注(一)は、「会社法には直接の規定がなく、強いていえば商法二二四条にその趣旨が現われているにすぎない」、大隅・前掲注(6)・会社法の諸問題〔新版〕二〇九頁は、「商法第二二四条の規定においてもその趣旨の一端をうかがうことができる」、そして松岡・前掲注(5) 一六九頁は、同条一項を、「まさに株主名簿の免責的効力の現れにはかならない」とされる。これらの指摘は、同条項が「免責力」の根拠規定だと主張しているのではなく、「免責力」を前提にして、その一つの具現化規定として同条項を捉えるに過ぎないものと思われる(石井照久・会社法・上巻・第二版(一九七二年)二〇六頁参照)。なお、奥村・前掲注(9) 一〇五頁参照。

(30) 大隅・前掲注(6)・会社法の諸問題〔新版〕二一九頁、同・前掲注(6)・株式会社法講座二卷六七四頁は、商法二〇六条一項を「免責力」の根拠規定とされるようである。その前提としては、同条の「本旨が、株式の取得者は名義の書換をなすのでなければ会社に対する關係においては株主とみとめられず、株主として取扱われえないとするにあるものと解すべき」との理解がある。しかし、名義書換未了株主を会社は株主として取り扱うことができないとするの解釈が正しいとすると、名義書換が無効な場合には、株主名簿上の株主はこの効力の対象となりえず、会社は彼を株主として扱えないことになるのではなからうか。少なくともこの場合には、二〇六条一項を「免責力」の根拠規定とする右の論理は妥当しないといふべきであらう。なお、鈴木・前掲注(2) 三〇七―三〇八頁注(一) 参照。

(31) 奥村・前掲注(9) 一〇四―一〇五頁参照。なお、龍田・前掲注(17) 一六―一七頁参照。

(32) なお、竹内・前掲注(12)・会社法の理論Ⅰ二〇三頁は、「推定力が会社のために働くのが免責力である」とされ、江頭憲治郎「株式の名義書換」会社法演習Ⅰ(一九八三年)九九頁は、「資格授与的効力の反映として、株主名簿の記載からは、会社のために『免責的効力』が生じる。」とされている。

(33) なお、松田・前掲注(20) 二五〇―二五一頁は、注(20)での引用部分に続けて、「わが国における嘗ての学説は、株主名簿上の株主たる記載に対して、『推定力』を認め、免責力」を認めていなかった。そこに理論上の一大欠陥が存したの

である」とされている（この点、ドイツ法に関して、出口・前掲注（2）二七〇頁・二八二―二八三頁参照。「資格」である以上「免責力」が認められなければならないとの主張である。仮に「推定力」のない「資格」概念が成り立つとすると、「資格」であることを根拠に「免責力」を導き出せることとなる。しかしこのような「資格」概念は疑問とせざるをえないであろう。

（34） 木内・前掲注（12）七三―七四頁。

（35） なお、奥村前掲注（9）一〇二頁参照。

三、前名義人の地位

（一）緒 論

無権利者の請求による名義書換は無効であるから、会社はその無効を理由に名義人株主（無権利者）の権利行使を拒むことができる。この場合、株主名簿上に事実として存在する当該名義記載からは「株主推定力」は生じないから、名義人が現在株主でないことを証明する必要はない。ここまでは前述の検討結果である。それでは前名義についてはどう考えればよいのだろうか。つまり、誰が会社に株主として扱われるのだろうか。株主名簿の前名義人であろうか——名義書換が無効なのであるから、それはなかったことになり、前名義がそのまま生きていると考えるのか（従って、株主名簿上の株主として前名義人は会社に対して権利を主張でき、会社も彼を株主として扱わなければならない）。あるいは、前名義人はあくまで「前」名義人であり、真実の株主であったとしても名義書換未了株主に過ぎず、会社に株主権を対抗することはできないのか（従って、会社も前名義人を株主として扱う必要はない——株主として扱うことができるか否かについては議論がある）。これは名義書換——名義記載の「免責力」と密接に関連する問題である。場合を分けて考えてみよう。

(二) 会社が免責される場合

無権利者が株券を呈示してなす名義書換請求に、「善意無重過失」で応じた会社は免責される。そしてこの免責力は、当該名義人を株主として扱った会社に引き継がれる。つまり、結果的に名義人が会社との関係で株主として扱われることになる。従って、前名義は失効する——「対会社株主権対抗力」、「株主推定力」さらに「免責力」が全て失われる。前名義人は名義書換未了株主となるわけである。ただしこの場合、いささか概念的に過ぎるようではあるが、会社が免責されようとされまいと無権利者の請求による名義書換は無効なのであるから、前名義は「法的」には引き続き株主名簿上に残っており、ただそのすべての効力を制限されている、との構成も、後述（前名義の効力の復活を考ふる所説がある）との関係で不可能ではないであろう。

(三) 免責される会社が「名義人の権利行使」を拒絶する場合

前述のように、名義書換につき免責される会社でも、その請求時に名義人が無権利者であったこと——名義書換の無効を理由に名義人の権利行使を拒むことができる。その場合、当該名義人に関する「免責力」は問題となくなるから、前名義の効力が復活し、前名義人は「前名義人」であること——つまり「現名義人」であることを理由に株主としての権利行使をなしうるのか（会社は彼を株主として扱わなくてはならず、またそうすれば、真実の株主でなかった場合にも免責される）。あるいは、前名義人は名義書換未了株主に過ぎず、会社は彼を株主として扱う義務はないと考えられるのか。

大隅³⁶・今井説では、「株主名簿の名義書換が真実の株式取得者の請求によらないでなされた場合に、会社がその者の権利行使を拒みうるのは当然であって、その結果その株式について権利を行使する者がなくなっても、それはやむを得ないことである」とされている。

無権利者の請求による名義書換は無効であり、それを理由に会社は名義人株主の権利行使を拒否しうる。しかし、無効とはいえ事実として名義は書き換えられたのであるから、たとえ実質上の権利者であろうと前名義人はもはや名義書換未了株主たる地位しか有さない。従って、前名義人は会社に対して株主権を対抗できず、その結果、当該株式について権利行使者がいない事態が生じるが（名義書換未了株主の権利行使を会社は認めることができないとの所説を前提とする³⁷⁾）、やむをえない。このように大隅³⁸⁾今井説では、名義書換の無効は書換後の名義記載に積極的効力を与えないことを意味するにとどまり、旧名義は事実上名義書換があればそれにより排除される——有効な名義書換の法的効力により排除されるのではない、と考えられているようである³⁸⁾。

右のような理解の下では、たとえ名義書換未了株主の権利行使を会社から認めることはできるとの所説を採ったとしても、会社にその義務はないから、やはり当該株式につき権利行使者が存在しない事態が考えられる。けれども、前名義人は必ずしも真実の株主とは限らないから——その場合、無権利者に権利行使させなければならぬことと比較すると、この点の不当性はそう強くない。むしろ、前名義人は「前」名義人に過ぎないから、改めて株主であることを証明して名義書換を受けさせることが、名義書換を介しての株主の画一的な取扱を要求する株主名簿制度の趣旨に合致するといえそうであり、右のような考え方は相当の合理性を有するものとして評価しえよう³⁹⁾。

ところがこの点、菱田説は次のように主張されている。

「株主名簿の名義書換は会社の善意でかつ重大な過失なく行なわれたが、名義書換後、株主名簿上の名義人が実質上株式を取得していないことが明らかとなった場合には、会社はその事実を証明してその者の権利行使を拒否し得、かつ、会社がこれを容易に立証しうる場合には、その権利行使を拒否することを要する。……（中略）……。名義人が名義書換の時に無権利者であった（株式取得者でない）と判明した以上、株主名簿の名義書換は無効であったと判明したのであるから、それ以後は、会社はその無権利者を株主と取扱っても免責されないと解される。無効な名義の書換

は、法的には名義の書換はなかったことになる。したがって、法的には元の名義人が依然株主名簿上その名義人として記載されているということになる⁽⁴⁰⁾と考える。」

無権利者の請求による名義書換は無効である。しかしながら、名義書換につき会社が免責される場合には、結果的に当該名義書換は有効なものとしての取り扱いは受ける。一方、会社が免責されない場合には、前名義人は現名義人として株主名簿上の株主としての地位を主張することができる——事実上の新名義にかかわらず前名義がその効力を維持している。菱田説はこのようである⁽⁴¹⁾。このように考えると、株主名簿には実際には名義が記載されていないのに、前名義人はたとえ無権利者であっても「資格授与的効力」を主張でき、会社は「免責力」により保護される。株主名簿上の名義という物理的事実を基準としない点で不安定ではあるが、法的評価を問題とすればよいとの立場にもかなりの説得力があるように思われる。

(四) 会社免責の限界

ところで菱田説によると、名義書換が無権利者の請求によるものである事実を容易に証明しうるに至った場合には、以後会社は名義人を株主として扱うことにつき免責されないとされる。前掲の大隅¹¹今井説においても、「会社が容易にこれを立証しうる場合には、真の株主の利益のためにその権利行使を拒否することが、誠実義務の要求であるといわなければならない。それゆえ、かかる場合には、会社は株主名簿上の株主として取扱うことにより免責されない。」とされていた。会社の免責の限界に関する主張である。会社が積極的に名義人の権利行使を拒む場合だけでなく、名義書換の無効を容易に証明しうる状態になると会社は免責されなくなる⁽⁴²⁾。「容易に」との条件がつくが、その判断をなさなければならない会社は不安定な立場に立たされよう。

そこで、木内説は次のように主張される。

「いったん善意無重過失をもって名義書換に応じた後に、会社がその名簿上の株主が無権利者であったということ
を証明できるに至った場合」には、名義人の権利行使につき免責されないとする見解「は問題である。たしかに名簿
上の株主が株券の盗取者や拾得者であることを証明できるのに、その権利行使を認めるというのでは、信義則上おも
しろくないともいえそうであるが、しかし、それでは株券の占有を信じて名義書換をしたことよって与えられる前
述の免責の効果はほとんど意味を失ってしまうであろう——株券の善意取得者がのちに前者の無権利者であったことに
ついて悪意となったとしてもはやその権利を失わないことを想起すべきである——。真の権利者に対する関係は、
前述の株式の譲受人の場合と同様に、商法二〇六条一項の『対抗力』の問題となるにすぎないのではないか——真の
権利者は自ら株券の占有を回復して名義書換を請求しなければならぬというべきである——。すなわち、たとえば
AからBへと株式の譲渡がなされたときに、その権利移転の事実を証明できるとしても、依然としてAを株主として
扱ってよいのと同様に、CからDが株券を盗取して、それによってDから名義書換の請求がなされ、会社が善意無重
過失で名義書換をした以上、CはDから株券の占有を回復して名義書換を請求しなければならないというべきであ
る。」⁽⁴³⁾

名義書換の無効を容易に証明できるようになったとしても、会社はなお名義人を株主として扱って免責されるとの
主張である。けれども、木内説自身認められるように、これでは「信義則上おもしろくない」といえるのではなから
うか。株式の善意取得の場合を引き合いに出されるが、これは基本的に関係のない者どうし（株券喪失者と善意取得者）
の間の一度限りの問題である。株主との継続的な関係の中で、無権利者に権利行使させて会社は免責を受けることが
できるか否かという問題とは自ずから次元を異にする。また、前掲のように木内説は「株主であるかどうかについて
の善意悪意をある時点の権利行使に限りて判断し、それでもって会社の免責の可否を考慮することはできないとい
うべきである。まさにそれは名義書換とか株券の供託という会社が株主の権利行使の前提としている株券の呈示の時に

おいてしか可能ではない。」とされている。確かに会社免責の有無は名義書換時の評価がその後引き継がれると解してよいが、そのことが直ちに、会社免責の制限は一切考えられないという結論を導くとはいえない。名義書換の無効を容易に証明しうる状態になった以上、会社はその免責の基礎を失うわけであり、以後免責の利益を受けえないと解すべきであろう。繰り返しになるが会社・株主間は、一度限りのものではなく、継続的な関係だからである。

木内説はさらに次のような指摘をされる。

「たとえば株主総会の招集通知を名義上の株主に発送した後に、その者が無権利者であることにつき会社が悪意となつたとすると、招集通知は有効であるが、その者による議決権行使は無効であると扱うべきことになるのであろうか。あるいは名義上の株主に新株引受権が与えられたが、その後株式の申込の時までに会社が悪意となつたとすると、いったい会社としてはどのような処理をしなければならないことになるのか。」⁽⁴⁵⁾

会社の免責にも限界があると解する以上、確かに右のような場合には面倒な扱いをしなければならないだろう。⁽⁴⁶⁾けれども、前述(三)の大隅¹¹今井説と菱田説とではその程度が異なってくる。すなわち、前名義の効力が復活すると考えると、現名義人の権利行使を拒絶しなければならぬと共に、前名義人に権利行使させなければならないことになる。この所説を採ると非常に厄介な扱いをしなければならないそうである。⁽⁴⁷⁾

(五) 名義書換につき会社が免責されない場合

無権利者の請求に「悪意または重過失」ある会社が応じて名義書換をなした場合には、その名義人を株主として扱うことにより会社は免責されない。前述(三)の菱田説のように考えると、前名義の効力はそのまま生きており、前名義人は株主名簿上の株主としての地位を主張しえよう。⁽⁴⁸⁾

これに対して大隅¹¹今井説では、無効とはいえ一旦名義が書き換えられてしまった以上、たとえ真実の株主である

うと前名義人は名義書換未了株主たる地位にとどまることになる。確かに、株主名簿制度は名義書換を介して株主を画一的に取り扱おうとする制度である。また、株券を呈示しての請求がなされたのである限り、真実の株主から名義書換請求者に株券の占有が移転しているわけであり、紛争の直接の当事者は右両者である——会社ではない。従って、当事者間で紛争を解決すればよいのであって、会社が巻き込まれる理由はないともいえそうである——真実の株主であらうと前名義人が株主資格を回復するには、株券を取り戻して名義書換を請求しなければならぬ⁽⁴⁹⁾。しかしながら、事実としての名義書換が行われると前名義は失効するとの立場を採ると、なおさら免責要件を備えない会社は無権利者の名義書換請求に応じてはならないはずである——その意味では紛争の当事者ともいえよう。それにもかかわらず、無権利者の請求を契機として名義人の株主資格を排除できてしまうという結論は、やはり不都合ではなからうか⁽⁵⁰⁾。

(36) 大隅 今井・前掲注(6) 四八四頁注(9)。

(37) 大隅 今井・前掲注(6) 四八二―四八三頁。

(38) ただし一方で、「会社が株主の名義書換の請求を不当に拒否した場合には、名義の書換がなくとも株主は株主の権利を行使することができるものと解すべきである。……(中略)……。同様に、会社のなした名義の書換が会社の悪意または重大な過失によるものであるときは、実質上の株主たる旧名義人は、株主たることを証明して、会社に対しその権利を行使することを妨げない。」(大隅 今井・前掲注(6) 四八三―四八四頁)ともされている。名義書換につき会社が免責されない場合には、名義書換の不当拒絶の場合と同様に、真実の株主である前名義人は権利を主張できるわけである。この場合には前名義が生きている(効力を失っていない)とすると、前名義人は「前名義人」であることおよび名義書換の無効、さらに会社が免責されないこと(この点についてはなお、鈴木・前掲注(2) 三二二―三二三頁、石井・前掲注(29) 二〇七頁、石井 鴻・前掲注(17) 二五五―二五六頁参照)を証明すればよいのであり、それ以上に、「実質上の株主」である必要も「株主たることを証明」する必要もない。従ってこの場合には、名義書換未了株主である「実質上の株主たる旧名義人」を特別に扱うという趣旨になる。大隅 今井説の構成では、無効な名義書換につき会社が免責されない場合にも、やはり事実としての名義書換により前名義は失効するのである。

なお、名義書換の不当拒絶に関しては、最高裁昭和四一年七月二八日判決(民集二〇巻六号一二五一頁)が、「正当の事由

なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ないのであり（大審院昭和三年七月六日判決、民集七卷五四六頁参照）、従つて、このような場合には、会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要し、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない。」と判示しており、右結論は多くの学説によつても支持されている（石井・鴻・前掲注（17）二五六―二五七頁、古瀬村・前掲注（12）一一五頁、鴻・前掲注（17）二六四頁、木内・前掲注（12）七五頁、龍田・前掲注（12）二一六―二一七頁）。株主名簿上の名義人を株主として扱えないとは、名義の記載に「免責力」がないことを意味しよう。しかし、「会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要」するとは、どのような意味を有するのかは明確には論じられてはいない。名義書換がなされたものとして考えているのか（名義記載を事実状態として捉えるのではなく、法的な状態としてみることになる）―従つて、当該被拒絶者に関して「株主推定力」や「免責力」が当然発生する（菱田・前掲注（10）一一七頁は、「株主名簿の名義書換の請求が適法になされ会社に名義書換の義務があるとき、名義書換が事実上名簿の上になされなくても、法的には名義書換は請求のときになされたものと解すべきである。」とされる）。あるいは、形式的な名義記載は元のままであるが―従つて、名義株主が依然として会社との関係では株主資格を有し、譲受人株主は会社に対して自己の株主権を対抗できないはずであるが―、この場合は例外的に株主名簿の名義記載の効力を限界づけ、譲受人株主が会社に対して権利を主張しようと扱つて行くことと解することになるのだろうか（譲受人は名義書換未了株主であるが（通説によると、名義書換の効力が生じるのは会社がその請求を受理した時点である（山本・前掲注（1）一五三頁注（51）参照）。従つて、その受理を拒む不当拒絶の場合には名義書換は効力を生じないと思われる。なお、会社の過失により名義書換がなされなかった場合に関して、古瀬村・前掲注（12）一〇六頁、大隅・今井・前掲注（6）四七九頁・四八五頁注（12）参照）、会社に対して自己の株主権を対抗しうる（商法二〇六条一項の例外的取扱）。さらに、個々の権利行使の度ごとに株券を呈示して株主であることを証明しなくてもよいのか、あるいは、株主証明は権利行使の前提要件かについては（相原隆「株式の名義書換」奥島孝康・中島史雄編・商法演習Ⅰ〔会社法〕（一九九二年）六三―六四頁は、不当拒絶の場合には、「株主名簿制度の外で株券の所持に基づく権利行使が認められ」とされる）、考え方は分かれよう）。

(39) 前名義の効力が復活すると考えた場合に、株主名簿上に事実上残っている名義の扱いはどうなるのか。会社の一存で前名義人の名義に書き換えることができるのだろうか（なお、大隅・今井・前掲注（6）四七八頁注（2）参照）。あるいは書き換えの義務が生じるのか。前名義人が既に無権利者であることが明らかになっている場合は問題であらうし、名義書換の不当拒絶の場合とも比較しつつ、なお検討する必要があるように思われる。

- (40) 菱田・前掲注(10)一七三―一七四頁。
- (41) 竹内・前掲注(12)・会社法講義(1)二五三頁(同旨、同・前掲注(12)・会社法の理論I二〇九頁)の論述も基本的には同じような理解をされたものと思われる。(株主名簿上の株主であったAがBに株式を譲渡し、Bが名義書換をする前にCが盗んで自己名義に書換をしたとすると、Cは無権利者であるから会社は無権利を立証して権利行使を拒みうる。このことは画一説(会社は名義書換未了株主に権利を行使させることはできないとする所説(筆者注)の立場でも肯定される(大隅「株式の譲渡」前掲六七四頁)。そうすると、会社に対して権利を行使しうる者は誰か。会社に対して誰が権利を行使しうるかは、専ら名義の記載によって判断すべきだという画一説の立場からすれば、Cの株主名簿の記載の効力が否定された以上、その前の名簿上の株主Aが会社に対する権利者ということになるはずである。)。また、江頭・前掲注(32)一〇四頁は、名義書換の無効に関して会社が免責されない場合、前名義人を「名簿上の株主と認めることについてはわが国では異論はないであろう」と断定される。
- (42) 同旨、松岡・前掲注(5)一六九頁(「会社は、株主名簿上の株主が実質的に株式を取得していないことを容易に証明できるにもかかわらず、悪意または重大な過失でその者に権利の行使をみとめたときは、免責されない。」)。
- (43) 木内・前掲注(12)七二頁。
- (44) なお木内説は、名義書換の無効を証明できる結果、当該名義人の現在の無権利をも証明できる場合を想定されているようである(木内・前掲注(23)三〇頁、同・前掲注(12)七三頁参照)。
- (45) 木内・前掲注(12)七三頁。
- (46) なお、木内説においてもこの問題は生じうる。すなわち、「会社が無権利者からの名義書換の請求に善意無重過失で名義書換に応じた後に、……(中略)……少なくとも無権利者であり、かつそれを証明できることについて悪意である場合には、無権利者に権利行使をさせてはならず、権利者に権利行使させなければならないと解することができる」とされているのである(木内・前掲注(12)七五頁)。
- (47) 前名義の効力が復活するとの所説を前提にすると、真実の株主たる前名義人あるいは(単なる)前名義人は、名義書換の無効を理由に、株主名簿の名義の訂正を請求する権利を有すると考えることもできるかもしれない(菱田・前掲注(10)一七三頁。なお、松田・前掲注(12)一六五頁、田中・前掲注(17)四〇四―四〇五頁参照)―株券を有するのであれば「名義書換」をさせればよいのであるから、「訂正」には株券の呈示は不必要と解されよう(なお、稲葉ほか・前掲注(17)一四九―一五〇頁での議論および本稿注(17)参照)。もっとも、前名義の効力が復活するとの所説を採る以上、訂正により事態が改

善されるわけではない。

(48) 菱田・前掲注(10) 一七二頁。

(49) なお、高鳥・前掲注(18) 二二六頁参照。

(50) もっとも、前述(注(38))のように大隅¹¹今井説は、名義書換の不当拒絶の場合と同様に、「実質上の株主たる旧名義人は、株主たることを証明して、会社に対してその権利を行使することを妨げない。」とされている。けれども、名義書換をなしたのは免責の利益を受けられない会社である。これにより、本来ならば名義人として株主権の行使をなしうる者が、名義書換につき会社が免責されないことだけでなく、権利行使のために株主であることの証明をも要求されるのは不当ではなからうか。

なお右の場合に、大隅・前掲注(6)・株式会社法講座二巻六七三頁は、実質上の株主たる前名義人は株主であることを証明して、株主名簿の記載の訂正を求めることができる、とされている。しかし、株主証明を要求するのであれば、名義の訂正ではなく名義書換請求で処理するのが筋ではなからうか(あるいはこの場合には、株券の呈示が不必要だとの趣旨であらうか。なお、注(47)参照)。

四、おわりに

株主名簿上の株主と真実の株主との齟齬をどのように調整するかは困難な問題である。右齟齬は、真実の株主による名義書換が行われた後、名簿上の当該株主が株式を譲渡する場合にも出現する。この場合には名義書換は有効であり、新しい名義記載には「株主推定力」が認められ、前名義は完全に失効する。その後、名義人と真実の株主との齟齬が生じるわけである。これに対して本稿で取り扱った、無権利者による名義書換は無効である。新しい名義記載からは「株主推定力」は発生しない。ただし、真実の株主との齟齬を調整する「免責力」は、株券呈示による名義書換時に「有価証券の一般理論」の結果発生したものが、その後の名義記載に基づく株主取り扱いの会社免責に引き継がれる。問題は前名義の効力である。

無効な名義書換によっては前名義は失効しない（会社が免責される場合は別である）と考え、会社免責の限界との関係で「齟齬」の調節が困難となる。一方、事実として名義書換がなされたのであるから、前名義はそれにより失効すると考えると、会社が免責されない場合には不都合な結果となる。

この問題に関しては次のように考えられないだろうか。すなわち、無効な名義書換により「免責力」が生じる場合には、会社との関係では新名義人が株主として取り扱われることになる。その結果、前名義は失効する。一旦失効した以上は、会社が免責を主張しえなくなった場合にもその効力は復活しない——後は真実の株主と株券を占有する名義人との間の問題であり、会社は新たな名義書換請求に対応するだけでよい。一方、名義書換につき会社が免責されない場合には、当該名義書換は何の効力も有しないのであるから、前名義は効力を維持し続ける。

（付記） 本稿作成にあたり、信託法等研究資金からの援助を受けました。